

記者発表資料

荒川河川敷 ドローンテストフィールドの開設

～ インフラ分野のDX推進及び観光資源の発掘を目的とした

自治体と河川事務所等が連携した社会実験 ～

近年、建設業界では、ICT施工、インフラ施設の維持管理、災害時の調査等の様々な場面において無人航空機(以下、「ドローン」という)の活用が期待されています。これまで航空法により、人口集中地区(荒川河川敷含む)でのドローンの飛行は制限されていました。

このたび、航空法施行規則が一部改正(※1)されたことで、係留により安全を確保すれば、航空法の許可を得ずにドローンを飛行させることが出来るようになったことから、その条件のもとでドローンを飛行させることが出来る、**23区内初の公共機関が設置する屋外飛行訓練場「ドローンテストフィールド」**を、荒川河川敷に開設します。

この社会実験は、都市部におけるドローン訓練場所の需要や荒川の水辺空間の観光需要等を把握することで、今後の荒川河川敷の活用方法について検討を行うものです。

今回ドローンテストフィールドの開設により、市場が拡大しているドローンを安全に飛行させるためのパイロット訓練場としての役割に加え、一般利用も可能とすることで観光の魅力も高まることを期待しています。

実施場所は、北区が荒川岩淵関緑地として利用している荒川河川敷を使用して、東京都北区、荒川下流河川事務所をはじめ、東京北区観光協会、バーベキュー場指定管理者が連携して行います。

また、開設するにあたり現地にて開所式を行います。

【ドローンテストフィールドの概要】

実施期間：令和3年12月17日～令和4年2月26日(木、金、土のみ実施)

場 所：荒川岩淵関緑地バーベキュー広場

申し込み URL：<https://www.arakawaiwabuchi-bbq.jp/drone/>

【開所式】

日 時：令和3年12月16日 14時から15時30分頃

場 所：荒川岩淵関緑地バーベキュー広場

※報道関係者の取材可能(詳細は別紙参照)



WWWURL.com

(※1) 航空法施行規則の一部改正の概要(令和3年9月24日)

航空法施行規則一部改正により、十分な強度を有する紐等で係留するなどの条件を満たした場合は、航空法の許可を受けることなく人口集中地区上空において無人航空機(ドローン等)を飛行させることができるようになりました。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kouku10_hh_000201.html

記

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、東京都庁記者クラブ、神奈川建設記者会、川口市記者クラブ

問い合わせ先

東京都北区 地域振興部 産業振興課 (電話：03-5390-1234[直通])

国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所

副所長 辻 勝浩 ミズバグリーコミュニティ促進室長 佐藤 薫

(電話：03-3902-2311[代表])

<荒川河川敷 ドローンテストフィールド（社会実験）>

■概要

実施内容：ドローン飛行訓練

実施場所：荒川岩淵関緑地バーベキュー広場

期 間：令和3年12月17日～令和4年2月26日（そのうち木、金、土のみ実施）

利用時間：9時～12時、13時～16時

利用方法：3区画（1区画あたりドローン1台）

1区画あたり、6名まで（部外者立ち入り禁止）

利用料金：7,000円／1区画（予定）

予約方法：原則HPでの予約（当日でも予約の空きがあれば利用可能です）

そ の 他：ドローンを飛行させる場合は十分な強度を持った紐等での係留が必要です。

ドローンや係留紐の貸し出しは行っておりません。

なお天候状況によりご利用できない時もありますのでご注意ください。

申し込みの仕方や詳細は以下のホームページ及びQRコードより

URL：<https://www.arakawaiwabuchi-bbq.jp/drone/>



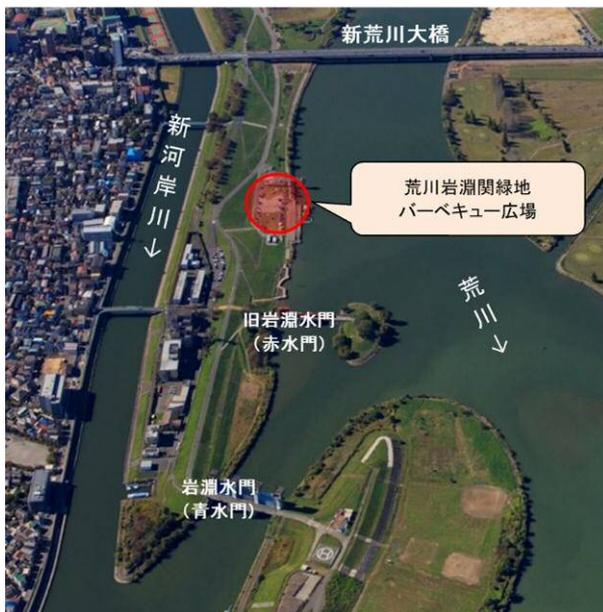
WWW.URL.com

実施体制

主 催：東京都北区 国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所

共 催：一般社団法人 東京北区観光協会

実施事業者：株式会社サンワックス



＜荒川河川敷 ドローンテストフィールド開所式＞

■概要

日 時：令和3年12月16日（木） 14時～15時30分頃

場 所：荒川岩淵関緑地バーベキュー広場

※荒天の場合は、荒川下流河川事務所総合管理棟1階アモアホールにて開催

内 容：第一部（14時～14時30分頃）

開所式（主催者挨拶、概要説明等）

荒川 UAV チーム「Kingfisher」デモフライト

ドローン体験

第二部（14時40分～15時30分頃）

トイドローン体験教室（一般社団法人 東京北区観光協会）

※第二部はアモアホールにて開催します。

【注意事項】

- ・報道関係者の方で取材を希望される方は12月15日（水）12時00分までに以下のメールアドレスに事前登録をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からマスク着用の上ご参加下さい。
本 文：氏名(ふりがな)、所属、連絡先(住所、電話番号、メールアドレス)
送付先：ktr-arage-press(at)mlit.go.jp
(at)を@に置き換えた上で、送付してください



荒川から大空にはばたけ!

荒川河川敷 ドローン テストフィールド

ドローンは持ってても飛ばす場所がない。
そんなあなたに朗報です。

航空法施行規則改正(令和3年9月24日付け)によりドローン飛行の規制が緩和されました。この度、東京都北区と荒川下流河川事務所が連携してドローンテストフィールドの社会実験を期間限定で行うことを企画しました。

荒川河川敷で 紐付きドローンの飛行訓練 してみませんか?

2021 12/17 (FRI) ▶ 2022 2/26 (SAT)

1部 9:00~12:00

2部 13:00~16:00

¥7,000 /1区画 3時間
当日現金払いのみ

- 安全確保のため、機体に十分な強度を有するヒモ等 (20m以内) の装着を義務とします。非着用のご利用いただけません。
- 顔写真付きの本人確認書類を当日、受付時にご提示ください。
- 損害賠償保険に加入している方のみ、ご利用が可能となります。

DRONE TEST FIELD ARAKAWA

主催 / 東京都北区、国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所
共催 / 東京都北区観光協会 実施事業者 / 株式会社サンワックス



arakawaiwabuchi-bbq.jp

▶裏面もご覧ください



赤羽岩淵関緑地バーベキュー広場

東京都北区岩淵町23番45号先

【JR赤羽駅からお越しの場合】

国道122号北本通り 新荒川大橋経由 徒歩約24分(1.8km)

【東京メトロ南北線 赤羽岩淵駅からお越しの場合】

1番出口から 志茂旧道経由 岩淵橋を渡り 徒歩約13分(1.0km)

.....
駐車場:500円/1回

土・日・祝祭日のみ営業 ※12月29日から1月3日を除く

利用規約をご確認の上、ご利用申してください。

ご予約いただいた方は全員、当該利用規約同意されたものとみなします。

- **営業期間**
令和3年12月17日(金)～令和4年2月28日(土)
- **利用料金**
1区画 3時間/7,000円
- **利用方法**
安全確保のため、機体に十分な強度を有するひも等の着用を義務とします。非着用の方はご利用いただけません。
1区画内では2機以上の同時飛行は出来ません。
1区画内に立ち入れるのは6名までです。
- **無断キャンセルについて**
万が一、無断キャンセルをされた場合は次回からのご予約をお断りする場合がございます。
- **資機材レンタル**
ドローン及び係留紐の現地レンタルはございません。
- **本人確認書類の提示**
(1)代表者の方は顔写真付きの本人確認書類の提示を当日、受付時にご提示下さい。
(2)ご提示いただけない場合は利用出来ません。
- **利用管理等**
 1. 利用者は、別に定める飛行可能エリアおよび高度を守って飛行してください。
 2. 飛行可能エリア内の地上風速が 5m/s を越える場合は、利用を中止します。
 3. 利用申込み時に記載した機体を使用してください。
 4. テストフィールドには、利用申込み時に記載した人数のみ入場できます。
 5. 代表利用者(責任者)は、無人航空機に関する全てに責任を持ち、安全管理を行ってください。
 6. 飛行時は安全対策を徹底してください。
 7. 利用者は、損害賠償保険に加入し、保険証書の写しを持参してください。
 8. 利用者は、無人航空機の飛行に関わる法律、条令、規制等を遵守してください。
 9. 利用者は、電波法および関連法規に定められた技術基準に適合する機器を使用してください。
 10. 利用者は、フライト毎に飛行前の事前点検・整備を行ってください。
 11. 利用者は、空撮データの公開を行う場合には、プライバシーの保護に留意してください。
 12. 利用者は、緊急時の連絡、また事故発生時の対応を着実に行ってください。
 13. 利用者は、利用後の原状回復を行ってください。
 14. 見学者は、飛行可能エリアに立ち入らないでください。
- **禁止事項**
 1. 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は利用をお断りします。
これにより利用者に生じたいかなる損害についても、管理者は一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 利用規約に記載した"利用管理等"を逸脱する運用を行った場合。
 - (2) 利用目的(ドローン飛行訓練)と実際の利用内容が異なる場合。
 - (3) 利用申込み時の記入内容に偽りがあると管理者が判断した場合。
 - (4) 管理上または風紀上好ましくない管理者が判断した場合。
 - (5) 関係法令に反する場合。また関係官公署の指示に反する場合。
 - (6) 管理者の許可なく、テストフィールド内外で作業や催事行為(撮影、印刷物の配布、募金行為、宗教活動、政治活動等)をした場合。
 - (7) 集団的または常習的に暴力的不法行為、反社会的行為などを行うおそれがある組織の利益になると管理者が判断した場合。
 - (8) テストフィールドへの危険物の持ち込み、または試験飛行場内の建物、設備、備品等を汚損、破損、紛失した場合。
 - (9) 音、振動、臭気等の発生等により、テストフィールド周囲に迷惑を及ぼす、またはそのおそれがある場合。
 - (10) 管理者からの注意に従わず、また本規約に違反すると管理者が判断した場合。
 - (11) その他、公序良俗に反する場合。
 - (12) アルコール飲料を飲んでの入場、テストフィールド内で飲酒をした場合。
 - (13) たき火、その他火気を用いる行為を行った場合。
 - (14) 管理者並びにテストフィールドの運営を妨害した場合。
 - (15) 法令違反、犯罪もしくは、それらのおそれのある行為をした場合、または刑事事件に関与している疑いがあり、テストフィールドの利用を継続することによって管理者の信用が害されるおそれがある場合。
 - (16) その他、管理者が利用者として不適当と判断した場合。
 2. 前項により利用申込みの取り消し、または利用中止した場合は、管理者は既に受領した利用料金を一切返金しないものとします。
 3. 第1項により管理者に損害が発生した場合は、管理者は、テストフィールド利用の有無にかかわらず、当該利用者に対して被った損害の賠償を請求するものとします。
- **免責および損害賠償**
 1. 利用中に発生した盗難被害、破損事故および人身事故その他の物的または人的な一切の損害については、その原因の如何を問わず、管理者は一切の責任を負わないものとします。
 2. 利用中に天候不良、天変地異、関係各官庁からの指導、その他管理者の責に帰さない事由によりテストフィールド利用が中止された場合、その損害については、管理者は一切の責任を負わないものとします。
 3. 利用者が施設内外の建造物、設備、貸出備品を毀損、紛失させた場合には、利用者がその損害を全て賠償しなければならぬものとします。
 4. 利用者が本規約に違反したことによって、管理者に損害が生じた場合は、利用者がその損害の全てを賠償しなければならぬものとします。
 5. 利用者が、管理者により利用を取り消された場合、その損害については、管理者は一切の責任を負わないものとします。
 6. 利用中に利用者自身の都合で利用を取りやめる場合、管理者は受領した利用料金を返金しません。
 7. 管理者の責に帰すべき事由により、利用者に損害が発生した場合は、管理者は受領した利用料金を限度として、その損害を賠償するものとします。
 8. 利用者の機会損失等の得べかりし利益については、管理者はその損害の責任を負わないものとします。
 9. 利用者が被ったテストフィールド外での事故等について管理者は一切の責任を負わないものとします。

